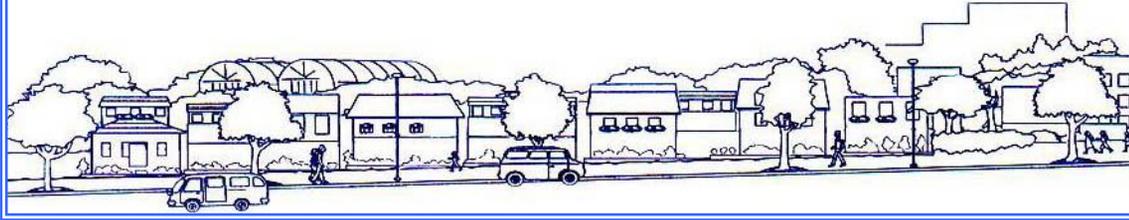


江戸川沿川 篠崎公園地区

NO.21



2010/5/25
江戸川区土木部
沿川まちづくり課
推進 第二係
TEL 5664-2616



夜間相談窓口を開設します！

篠崎地区まちづくり事務所に職員が常駐するようになり、約1年が経過いたしました。

ここ最近まちづくり事務所への相談が増えております。

これまでまちづくり事務所は、平日の午前8時半から午後5時まででしたが、週1回時間を延長し、夜間窓口の開設を行います。

皆様の生活再建を第一に実施してまいります。何かご不安、ご不明なこと何でも結構です。皆様の声をお聞かせください。

平成22年5月26日（水）から

平日の水曜日午後9時まで

祝日・年末年始はお休みとなります。

お盆の期間は、午後5時までとさせていただきます。（今年は8月11日）

※ご希望であれば、ご自宅にうかがうこともできますので、お申し出ください。
※上記の日程にご都合がつかず、他の日の夜間や休日等をご希望の方は、おそれいりますが平日に地区事務所へ事前にお電話をお願いします。

まちづくり事務所案内図



これまでいただいたご質問を紹介させていただきます

質問) この計画は中止になったのではないですか？

回答) 中止になっていません。着実に事業は進んでいます。

緑地事業地区(上篠崎一丁目 22 番の一部、23 番の一部)は、事業の認可を受けて権利者の皆様と、移転交渉を進めさせていただいております。

土地区画整理事業地区(上篠崎一丁目 9 番、21 番、24 番、22 番の一部)は、長期の仮住まいは、負担が大きいなどのご意見を受けて、ご希望いただいた方の土地をお譲りいただいております。今後は、土地区画整理後のまちづくりについて、皆様と検討していく場を設けていきます。

質問) アパートを借りて住んでいます。土地区画整理事業の実施の際には、突然、「来月までに退去して」と言われると聞きましたが。

回答) 事前によくお話をさせていただいた上で移転していただきます。具体的には、事業により、造成工事等のために、土地が使えない期間があります。その日を期限日として、現在の建物を取り壊していただくこととなります。

そのために、移転補償金の算定をおこないます。算定のために、建物等を調査させていただく事が必要となります。アパート等を借りてお住まいの方にも、調査のご協力をいただくこととなりますので、その際には、説明会やお知らせ等を配付させていただき、移転の時期をお知らせさせていただきます。また、アパートを借りてお住まいの方には、引っ越し代等の移転補償をさせていただくこととなります。

まちづくり事務所の職員を紹介します

今年度の推進第二係職員です。

5名でまちづくり事務所におりますので、お気軽にお越しいただければ幸いです。

土地区画整理事業の早期実現に向けて職員一丸となって頑張りますのでよろしくお願い致します。



<連絡・問い合わせ先>

えんせん

沿川まちづくり課推進第二係

篠崎地区まちづくり事務所

TEL 5664-2616

※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

(水曜日の平日は午前8時30分から午後9時まで)

【URL】 http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec_ensen/index.html

